

仕 様 書

この仕様書は、市川市（以下「委託者」という。）が発注する下記の業務に関して、受託者が当該業務を履行するために必要な事項を定めるものとする。

1. 件 名 市川市ひとり暮らし高齢者等火災警報器給付事業委託
2. 業務目的 ひとり暮らしの高齢者等に対し火災警報器を給付することにより、ひとり暮らしの高齢者等の日常生活の安全の確保を図り、もってその福祉の増進を図ることを目的とする。
3. 施工場所 市内全域の在宅高齢者等の居宅
4. 委託期間 令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
5. 設置品名
 - (1) 煙式住宅用火災警報器（壁掛け、天井付け共用型・電池式）
 - ①電池寿命 5年以上
 - ②基本性能 屋内の火災を煙により感知し、音声により知らせるものであること。
 - ③付属部品 専用電池・取扱説明書・保証書
 - ④その他 日本消防検定協会の鑑定適合品
 - ⑤保証期間 設置日から1年間
 - (2) 熱式住宅用火災警報器（壁掛け、天井付け共用型・電池式）
 - ①電池寿命 5年以上
 - ②基本性能 屋内の火災を熱により感知し、音声により知らせるものであること。
 - ③付属部品 専用電池・取扱説明書・保証書
 - ④その他 日本消防検定協会の鑑定適合品
 - ⑤保証期間 設置日から1年間
6. 設置予定台数
令和8年6月から令和9年3月まで設置予定台数 150台
(煙式住宅用火災警報器 75台、熱式住宅用火災警報器 75台)

7. 業務内容

(1) 業務手順及び運用

受託者は、次のとおり業務を行うものとする。

- 1) 委託者からの設置の指示を受けた日から原則一か月以内実施すること。
- 2) 設置のための訪問の日時は、利用者と受託者が調整をして決定すること。
- 3) 設置にあたっては、消防法及び市川市火災予防条例で規定する設置基準等を遵守すること。
- 4) 設置の際に、利用者に使用方法等を説明すること。

8. 報告業務

設置完了後は速やかに委託者へ「市川市ひとり暮らし高齢者等火災警報器給付引換券」(様式第3号)を提出し、結果を報告すること。

9. 個人情報保護

事業実施にあたり、個人情報保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないように、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

10. その他

- (1) 保証期間内の故障の場合は、委託者の指示に従うこと。
- (2) 設置の際に必要な部品等は価格に含まれる。
- (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。